

定量限界を参照して設定した暫定基準の取扱いについて

平成 22 年 10 月 22 日
農薬・動物用医薬品部会

平成 18 年のポジティブリスト制度導入に際し、食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき残留基準が定められていない場合は一律基準 (0.01ppm) を適用し、一律基準までの分析が困難と考えられる農薬等については、分析法の定量限界に相当すると考えられる値をもって実質的に一律基準にとって代わる基準値を設定した (類型 6-4)。

現在、類型 6-4 に該当する暫定基準の見直しにあたっては、0.01ppm まで分析可能であることが確認できたものについて基準値を削除しているところである。

しかしながら、類型 6-4 として基準値を設定した作物等は、本来一律基準と同様に国内及び国外 (米国、豪州、EU、カナダ、ニュージーランド) において基準値が設定されていないものであること、また分析法の技術の向上を踏まえ、今後も一律基準が適用される農薬等について 0.01ppm の検出が可能となる分析法を開発していくこととしていることから、今後、類型 6-4 に該当する基準値の見直しを行う際は、現行の分析法の定量限界に拘わらず基準値を削除し、一律基準を適用することとする。

ただし、類型 6-4 に該当する暫定基準を見直す際に、残留基準設定の根拠となる残留試験のデータが提出された場合等については、科学的評価に基づき基準値の設定を行う。

(参考)

類型 6-4 に該当する基準を含む農薬等の暫定基準見直し状況については別紙のとおり

別紙

類型6-4に該当する基準を含む農薬等(94農薬等)

No	名称	農産物の暫定基準設定に用いた 定量限界値(ppm)	畜水産物の暫定基準設定に 用いた定量限界 値(ppm)	見直し後
1	1-ナフタレン酢酸	0.1	—	一律基準
2	2,2-DPA	0.05	—	
3	4-クロルフェノキシ酢酸	0.02	—	
4	DBEDC	0.5	—	
5	Sec-ブチルアミン	0.1	—	
6	アシュラム	0.02	—	
7	アセキノシル	0.02	—	一律基準
8	アゾキシストロビン	0.02	—	一律基準
9	イソウロン	0.02	—	
10	イプロジオン	0.05	—	
11	イマザキン	0.05	—	
12	イマゼタピルアンモニウム塩	0.05	—	
13	イミノクタジン	0.02	—	
14	エチクロゼート	0.05	—	
15	エチプロール	0.02	—	一律基準
16	エトキシキン	0.05	—	
17	オキサジクロメホン	0.02	—	一律基準
18	オキシベンダゾール	—	0.03	一律基準
19	カルプロバミド	0.1	—	一律基準
20	カンタキサンチン	—	0.1	
21	クミルロン	0.02	—	一律基準
22	グリカルピラミド	—	0.03	
23	クロジナホッププロパルギル	0.02	—	
24	クロフェンテジン	0.02	—	
25	クロマゾン	0.02	—	
26	クロルスロン	—	0.05	不含有
27	クロルフルアズロン	0.05	—	
28	酸化フェンブタズ	0.05	—	
29	ジアフェンチウロン	0.02	—	
30	シアン化水素	1	—	
31	ジウロン	0.02	—	
32	シクロキシジム	0.05	—	
33	シクロプロトリン	0.02	—	
34	ジクロメジン	0.02	—	
35	ジチオカルバメート	0.02	—	
36	ジフェンゾコート	0.05	—	
37	シフルトリン	0.02	—	
38	ジフルフェンゾピル	0.05	—	
39	ジフルベンズロン	0.05	—	
40	ジメチピン	0.04	—	
41	シモキサニル	0.05	—	
42	シラフルオフェン	0.05	—	一律基準
43	シロマジン	0.02	—	一律基準
44	スルファニトラン	—	0.02	

45	スルフェントラゾン	0.05	—	
46	チアベンダゾール	—	0.02	
47	テブチウロン	0.02	—	
48	テブラロキシジム	0.05	—	
49	テフルベンズロン	0.02	—	
50	デメトン-S-メチル	0.05		
51	テレフタル酸銅	0.5	—	
52	トリクラミド	0.1	—	
53	トリクロピル	0.03	—	
54	トリシクラゾール	0.02	—	
55	トリネキサバックエチル	0.02	—	
56	トリフルミゾール	0.05	—	
57	トリフルムロン	0.02	—	
58	ニテンピラム	0.03	—	
59	ノニルフェノールスルホン酸銅	0.04	—	
60	ノバルロン	0.02	—	一律基準
61	パミドチオン	0.02	—	
62	ハロスルフロンメチル	0.02	—	一律基準
63	ピペラジン	—	0.05	
64	ヒメキサゾール	0.02	—	
65	ピラゾリネート	0.02	—	
66	ピリダリル	0.02	—	一律基準
67	ピレトリン	0.05	—	
68	ファミフル	—	0.02	
69	フェノキシカルブ	0.05	—	
70	フェントリン	0.02	—	
71	フェンチオン	0.02	—	
72	フェンピロキシメート	0.02	—	
73	フラザスルフロン	0.02	—	
74	プラジクアンテル	—	0.02	一律基準
75	フラメピル	0.1	—	
76	フルオメツロン	0.02	—	
77	フルオリミド	0.04	—	
78	フルフェノクスロン	0.02	—	一律基準
79	プロヘキサジオンカルシウム塩	0.02	—	
80	プロベナゾール	0.03	—	
81	ヘキサフルムロン	0.02	—	
82	ペンシクロン	0.1	—	一律基準
83	ベンジルアデニン(ベンジリアミノプリンをいう。)	0.02	—	
84	ベンスリド	0.03	—	
85	ベンスルフロンメチル	0.02	—	
86	ベンタゾン	0.02	—	
87	ホキシム	0.02	—	
88	ホセチル	0.5	—	
89	マレイン酸ヒドラジド	0.2	—	
90	ミルベメクチン	0.02	—	一律基準
91	メベンダゾール	—	0.02	
92	モリネート	0.02	—	
93	リニューロン	0.02	—	
94	ルフェエロン	0.02	—	一律基準

■ : 暫定基準を見直した剤